

令和8年5月20日

患者さん・ご家族の方

関東労災病院

入院時食事療養費の改正について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響から、厚生労働省より入院時食事療養費を改正する通知がありました。そのため、令和8年6月1日から患者さんの自己負担額が変更となります。

全国の医療機関共通の変更となりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

入院における食事療養費の自己負担額の変更について

区 分		標準負担額（1食あたり）	
		2026.5.31まで	2026.6.1以降
一般	一般の方	510円	550円
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱの方で、過去1年間の入院期間が 90日以内	240円	270円
	低所得者Ⅱの方で、過去1年間の入院期間が 90日超	190円	220円
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰの方	110円	130円

令和8年5月20日時点

ご不明な点などございましたら、ご加入の健康保険組合もしくは当院医事課までお問い合わせください。